

岩手県告示第 538 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 19 年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
奥州病院	奥州市水沢区東大通り一丁目 5 番 30 号	平成 19 年 12 月 18 日